解散公告

当法人は、令和八年五月十七日開催の社員総会の決議により同年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

石川県金沢市下近江町三〇番地一（ジオ金沢近江町・一〇〇二号）

特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部

清算人　鶴賀　雄子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福井市深谷町第四一号二番地一〇

春日建設株式会社

代表清算人　岩佐　淳司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

山梨県南都留郡富士河口湖町河口一二六三番地

有限会社駒谷電機

清算人　駒谷　進

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

長野県長野市西三才三番地

有限会社なかぶん

代表清算人　中村　行伸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

長野県下伊那郡松川町元大島三八一九の一

特定非営利活動法人Ｎ－ＪＡＣＫ　ｆｏｒサステイナブル

清算人　松尾　天

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岐阜市岩滝西三丁目四八八番地

有限会社大野瓦工芸

清算人　大野　誠二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岐阜県飛騨市古川町沼町七六四－一

有限会社タハラ電気

清算人　田原　慶一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

静岡県浜松市中央区鴨江三丁目七三番二〇号日栄ハイム佐鳴台第二　二〇一号室

株式会社ライフエージェント

代表清算人　粟倉　務

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

名古屋市東区葵一丁目一四番二〇号エスティメゾン葵二〇一号　合同会社ＲＯＯＫＩＥ

清算人　那須　洋亮

解散公告

当社は、令和八年九月十四日総社員の合意により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し下さい。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年十一月二日

名古屋市中村区稲葉地町一丁目二〇番地

合同会社齊藤商会

代表清算人　齊藤　善郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県半田市亀崎町十丁目一二七番地の一七

株式会社テック小久保

代表清算人　小久保有紀子

解散公告

当法人は、定款に定める存続期間の満了により、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル四階名嶋・綿貫法律事務所内

公益財団法人愛知新光財団

清算人　綿貫　敬典

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県豊橋市東幸町字長山六六番地二

有限会社小さな家千歳

清算人　三浦　千歳